

規制の事前評価書

評価実施日：平成22年1月27日

政策	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案		
担当課	総合政策局海洋政策課 海事局安全基準課 海上保安庁警備救難部環境 防災課	担当課長名	海洋政策課長 天谷直昭 安全基準課長 久保田秀夫 環境防災課長 河村俊信
規制の目的、内容、 必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p style="margin-left: 20px;">I. 一定の海域における一定の油の積載禁止の規定の新設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第5条の3）</p> <p style="margin-left: 20px;">II. 船舶間貨物油積替作業手引書の備置義務等の新設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第8条の2）</p> <p style="margin-left: 20px;">III. 船舶間貨物油積替えを行う場合の事前通報義務の新設及び同積替えによる油の排出のおそれがある場合の海上保安庁長官による措置命令の新設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第8条の3）</p> <p style="margin-left: 20px;">IV. 基準適合燃料油以外の燃料油を使用する船舶の船長に対する国土交通大臣への通報義務の新設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の21）</p> <p style="margin-left: 20px;">V. 燃料油変更作業手引書の備置義務等の新設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の21の2）</p> <p style="margin-left: 20px;">VI. 揮発性物質放出防止措置手引書の備置義務の新設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の24の2）</p> <p style="margin-left: 20px;">VII. 窒素酸化物の放出規制対象となる原動機の追加（平成16年改正法附則第7条）</p> <p style="margin-left: 20px;">VIII. 一定の船舶の船舶所有者に対するオゾン層破壊物質を含む設備の一覧表及びオゾン層破壊物質記録簿の備置義務の新設（平成16年改正法附則第9条）</p> <p>② 規制の目的</p> <p style="margin-left: 20px;">1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書附属書I（油による汚染の防止のための規則）及び附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正に対応するもの。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p style="margin-left: 20px;">a 関連する政策目標</p> <p style="margin-left: 40px;">2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p style="margin-left: 20px;">b 関連する施策目標</p> <p style="margin-left: 40px;">4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する</p> <p style="margin-left: 20px;">c 関連する業績指標</p> <p style="margin-left: 40px;">なし</p> <p style="margin-left: 20px;">d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p style="margin-left: 40px;">なし</p> <p style="margin-left: 20px;">e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標</p> <p style="margin-left: 40px;">なし</p> <p>④ 規制の内容</p> <p style="margin-left: 20px;">I. 関係</p> <p style="margin-left: 40px;">【規制の創設】</p> <p style="margin-left: 40px;">船舶から排出された油が滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域においては、重質油をばら積みの貨物又は燃料油として船舶に積載してはならないこととする。</p>		

II. 関係

【規制の創設】

他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）を行う一定のタンカーの船舶所有者は、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、国土交通大臣の検査を受け、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておく、これに従って船舶間貨物油積替えを行わなければならないこととする。

III. 関係

【規制の創設】

日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長は、あらかじめ、一定の事項を海上保安庁長官に通報しなければならないこととし、海上保安庁長官は、当該タンカーからの船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認める場合には、必要な限度において、船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更等を命ずることができることとする。

IV. 関係

【規制の創設】

船舶で使用する燃料油について、燃料油中の硫黄分濃度等の基準に適合したものを入手するための措置を講じてもなお入手できない場合は、当該基準の適用除外とし、その場合は、船長は、国土交通大臣に通報しなければならないこととする。

V. 関係

【規制の創設】

燃料油中の硫黄分濃度等に関する基準がより厳しい海域に入域するために、航行中にその使用する燃料油を変更する船舶の船舶所有者は、燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置いておかなければならないこととする。

VI. 関係

【規制の創設】

原油の輸送の用に供するタンカーの船舶所有者は、揮発性物質放出防止措置手引書を作成し、国土交通大臣の検査を受け、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととする。

VII. 関係

【規制の拡充】

現行法においては、窒素酸化物の放出量等の規制の適用除外とされている原動機のうち、一定の要件に該当する原動機を規制対象とする。

VIII. 関係

【規制の創設】

国際航海に従事する一定の船舶の船舶所有者はオゾン層破壊物質を含む一定の設備の一覧表を当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととし、オゾン層破壊物質記録簿を当該船舶内に備え付けておかなければならないこととする。

⑤ 規制の必要性

1. 船舶の航行においては、適切な規制を設けられない場合は、油の排出又は排出ガスの放出による海洋汚染等につながるおそれがある。（＝目標と現実のギャップ）

	<p>2. 海洋汚染等の防止のために、海洋汚染等防止法において船舶から油を排出してはならないこと、窒素酸化物の放出量に係る基準、硫黄酸化物の放出を抑制するための燃料油の基準等の規制を設けているところではあるが、これらの規制をより実効あらしめるため規制を設けることが必要である。(=原因分析)</p> <p>3. このため、国際移動性を有する船舶による海洋汚染を防止するためには、国際条約の内容を担保し、我が国においても『油の積載禁止』、『手引書の備置義務』等の規制を行う必要がある。(=課題の特定)</p> <p>4. よって、④ I～Ⅷの規制を設けることが必要である。(=規制の具体的内容)</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>規制の内容については我が国において独自に条約と異なるものを設けることとはできないため、規制を設けないこととするを代替案とする。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 船舶間貨物油積替作業手引書、揮発性物質放出防止措置手引書は作成後検査を受検する必要があることから、それにかかる費用が必要。また、窒素酸化物の放出規制に対応するために、原動機の改造を行う場合は、当該改造に係る費用が必要。</p> <p>b 行政費用 行政においては、体制強化等を行うことなく対応できるものであり、費用は生じない。</p> <p>c その他の社会的費用 なし</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 なし</p> <p>b 行政費用 なし</p> <p>c その他の社会的費用 なし</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素 船舶からの油の排出を防止するため又は排出ガスの放出を抑制するための規制により、海洋汚染等の防止に資するものとなる。また、船舶間貨物油積替作業手引書、揮発性物質放出防止措置手引書を備え置くことにより、国際条約違反の状態となることを回避し、外国の港においてポートステートコントロールを受けた際に、是正命令等を発出され船舶の運航が阻害されるおそれなくなり、その場合の経済的損失を回避することができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素 船舶からの油の排出を防止するため又は排出ガスの放出を抑制するための規制を設けることができず、海洋汚染等につながるおそれがあり、さらに、我が国の船舶が国際条約違反の状態となることから、外国の港に入港し、ポートステートコントロールを受けた際に、是正命令等を発出されるおそれがあり、それにより船舶の運航が阻害される可能性がある。また、国際条約の適切な履行を行わないことにより、我が国の国際的プレゼンスが著しく低下することとなる。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>船舶間貨物油積替作業手引書、揮発性物質放出防止措置手引書は作成後検査を受検する必要があることから、それにかかる費用が必要である</p>

	<p>が、その負担は特に大きな負担とはならないと考えられる。</p> <p>また、原動機の改造を行う場合についても、義務付けにあたり国際条約に基づいて、費用を考慮した審査がなされることとなっており、過大な負担を課すものとはなっていない。</p> <p>一方、船舶からの油の排出を防止するため又は排出ガスの放出を抑制するための規制により、海洋汚染等の防止に資するものとなる。また、これらの手引書を備え置くことにより、国際条約違反の状態となることを回避し、外国の港においてポートステートコントロールを受けた際に、是正命令等を発出され船舶の運航が阻害されるおそれなくなり、その場合の経済的損失を回避することができる。</p> <p>このため、規制による便益は規制による費用を大きく上回ると言えることから、当該規制案は規制をしないという代替案よりも優れていると言える。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	特になし
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	船舶による海洋汚染等の防止のための規制については、国際会議で議論され、国際条約として反映されるものであり、規制の効果は我が国のみで検証することは不可能であるが、国際的動向等を踏まえて必要に応じて検討を行う。
その他 (規制の有効性等)	国際条約の内容を我が国の国内法たる海洋汚染等防止法においても担保することにより、海洋汚染等の防止のための規制が講じられることから、当該規制は有効である。